江戸川区立第二葛西小学校　人権教育の全体計画

関連法令等

・日本国憲法
・教育基本法
・児童の権利に関する条約
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・学習指導要領
・東京都教育委員会教育目標
・江戸川区教育委員会教育目標
・人権教育の指導方針等の在り方について　　等

学校の教育目標

・じょうぶな子
・思いやりのある子
・考える子
・やりぬく子

児童の実態

・明るく素直である。
・活動に対して、意欲的に取り組むことができる児童が多い。
・学習状況調査では、規範意識がやや低い傾向にある。

＜保護者・地域の願い＞

・基礎学力を定着させてほしい。
・児童が安心して通える学校にしてほしい。

＜教師の願い＞

・基礎学力を定着させたい。
・人の気持ちや立場を考えられる力を育んでほしい。
・自分で考え判断し、行動する力を育んでほしい。

指導の実態把握

・教育目標や指導の重点に、人権教育にかかわる内容を盛り込んでいる。
・互いに助け合い共に向上するような指導上の配慮及び障害のある児童への指導を適切に行う。
・地域の人材、施設との連携を図り、相互に信頼関係を深めるように配慮する。

人権教育の目標　一人一人の児童が、さらに自他を尊重し、行動することができる児童を育成する。

人権教育の課題　自他を大切にする態度や実践力を育成する。
規範意識と自律心を育成する。

目指す児童像　思いやりの心をもち、自他を尊重し合い、行動できる子ども。

指導のねらい　全教育活動を通して、自他を尊重し、望ましい人間関係の中で、責任をもって行動する児童を育成する。

人権教育にかかわる年間指導計画のための方針

・６年間を見通し、発達段階に即した系統的な指導・実践を推進する。そのために「学級経営、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等」の指導内容、関連に視点をあてた年間指導計画となるよう実践していく中で改善を図る。
・全教育活動を通じて、人権意識を育てるための指導計画を作成し、指導のねらい（「普遍的な視点」「個別的な視点」）を明確にした指導計画への改善を図る。

教職員の研修

・人権教育研修会等では、学校教育における人権教育を推進するための考え方を研修する。
・校内研修では、人権教育のねらいをふまえ、具体的な授業実践に基づいて授業改善を図ることを目的とした研修を行う。また、組織として児童一人一人に応じた指導ができるように、具体的な事実に基づいて共通理解を図り指導に生かすことができる研修を行う。

学年・学級経営

・児童にとって、のびのびと過ごせる明るい学級づくりを進める。
・好ましい人間関係や信頼関係が確立し、安心して自分の力が発揮できる環境づくりを進める。
・開かれた学級を基本とし学年、学校全体を意識した経営を進める。

家庭、地域社会等との「共育・協働」の実践

・「学校・学年・学級」便り等を通し、教育実践を保護者や地域社会へ発信し、共有化を図る。
・二葛西まつり等の機会を通し、地域の人材、施設等との連携を図った教育活動の展開を進める。
・おやじの会等の活動を通し、地域と共に子供を育てる実践を推進する。